

議案第 78 号

和解について及び和解契約の締結につき許諾を求める件について

下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。また、和解契約について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条第 1 項ただし書の規定により、許諾を求める。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

記

- 1 相手方 松阪市川井町 1001 番地 1
松阪地区広域消防組合
管理者 竹 上 真 人
- 2 和解の内容
 - (1) 相手方は、市に対し、損害賠償金として 293,700 円を支払う。
 - (2) 市と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金額以外には何ら債権債務が無いことを確認する。
- 3 事故の概要

令和 6 年 12 月 7 日午前 11 時 18 分頃、松阪市健康センターにおいて、相手方の救急車が傷病者を収容後、病院へ搬送するため出発しようとした際、車両後退時に車両右後部（昇降ステップ）を施設の壁に衝突させ、破損した事故。
- 4 提案理由

松阪市（市長 竹上真人）が、相手方松阪地区広域消防組合（管理者 竹上真人）との間の和解契約を締結するものであるため、民法第 108 条第 1 項ただし書の規定により、許諾を求める。